

那須塩原市は 企業立地を 全力でサポート します。



New

- カーボンニュートラル実現に資する企業、1年間交付延長
- 固定資産税相当額を最大 6 年間交付
- 賃借料は、最大10万円/月、2年間交付
- 市民の雇用(正社員)創出に対し、1人10万円を交付
- 企業立地に伴う用地取得費の一部を交付
- 那須高林産業団地に立地した場合は交付額上乘せ

那須塩原市企業立地促進条例の概要

※操業開始前に指定の手続きが必要となります。

1. 企業立地促進奨励金 2. 賃貸借型企業立地奨励金

対 象	日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に掲げる産業のうち、市長が適当と認める産業を営む法人が対象となります。(※ほぼすべての産業の法人が対象となります。)	
奨 励 金	企業立地促進奨励金	賃貸借型企業立地奨励金
立地類型	固定資産を取得して事業所を新設、増設、移転する場合 新 設：本市に事業所を有しない企業が新たに事業所を設置すること 増設、移転：本市に事業所を有する企業が事業所を増設又は移転すること	建物を賃借して事業所を開設する場合
交付要件	○次の人数の新規雇用従業員(正社員)を新たに雇用すること(※本市に居住する者で、操業開始の日12月前から操業開始の日後6月までの間に雇用され、継続して1年以上雇用されている者) (1)新設の場合：5人以上 (2)増設、移転の場合：3人以上(ただし、従業員数が100人未満の場合は従業員数の3%以上(小数点以下切捨て、1未満のときは1人)) ○企業立地に伴い取得した固定資産(家屋・償却資産)の評価額の総額が次の額以上であること (1)新設の場合：1億円以上 (2)増設、移転の場合：5,000万円以上 ○立地に当たり、国、地方公共団体等から交付される補助金の額が、新たに取得した固定資産の取得額に3分の1を乗じて得た額よりも少ないこと	○新規雇用従業員(正社員)を新たに5人以上雇用すること(※本市に居住する者で、操業開始の日12月前から操業開始の日後6月までの間に雇用され、継続して1年以上雇用されている者)
内 容	○固定資産税相当額(企業立地に伴い取得した土地・家屋・償却資産に係るもの)を奨励金として交付します。(限度額なし) (1)新設の場合 新規雇用従業員が20人以上 ◎固定資産税に相当する額を5年間交付 新規雇用従業員が5人以上20人未満 ◎固定資産税に相当する額を3年間交付 (2)増設、移転の場合 新規雇用従業員が10人以上 ◎固定資産税に相当する額を5年間交付 新規雇用従業員が交付要件に定める数以上10人未満 ◎固定資産税に相当する額を3年間交付 ※カーボンニュートラル実現に資する企業、1年間交付延長	○月額賃借料の一部を奨励金として交付します。 ◎月額賃借料の1/2、限度額は10万円/月24月分を限度とする。

3. 雇用促進奨励金

交付要件	○企業立地促進奨励金・賃貸借型企業立地奨励金の交付要件に該当すること
内 容	○市民の雇用(正社員)の創出に対し奨励金を交付します。 ◎正社員雇用1人あたり10万円、限度額1,000万円 (那須高林産業団地を市から取得して立地した場合には1人あたり30万円、限度額3,000万円)

4. 用地取得奨励金

交付要件	○企業立地促進奨励金の交付要件に該当すること ○5,000㎡以上の土地を取得し、5年以内に操業を開始すること
内 容	○企業立地に伴う用地取得費の一部を奨励金として交付します。 ◎用地の取得価格の10%、限度額1億円 (那須高林産業団地を市から取得して立地した場合には用地の取得価格の20%、限度額1億円)